# 令和６年度　伊東市長寿ふれあい交流事業助成金手続き等の流れ

**敬老会事業**

記念品事業どちらか一方

**敬老会に出席した高齢者数×1,000 円及び敬老会に出席した人数に応じた助成額を基本額とし、総額が基本額を超えた場合は、（総額－基本額）×１／２相当額についても助成する。**

＜事例：●●町内会の場合＞

***【事業の計画】***　●●町内会館で会食とビンゴ大会を計画した。

敬老の日の９月１５日（木）午前１１時３０分から約２時間程度の開催、参加者を３０人とし、経費を見込んだ。町内で案内チラシを作成し、事前申込み制とする。

***【申請手続き（約２～３週間前）】***　●●町内会→市へ（申請額：５１，０００円）

※申請額の計算方法は、別紙「長寿ふれあい交流事業実施計画書記入例」をご覧ください。

「①補助金等の交付申請書」に「②長寿ふれあい交流事業実施計画書」を添付して、市役所高齢者福祉課にご提出ください。

↓

***【交付決定通知】***　市→●●町内会へ（交付決定額５１，０００円）

上記の申請書に基づき、交付決定額を通知します。

↓

***【請書の提出】***　●●町内会→市へ　*【交付決定通知】*の通知書と一緒に同封されています。

↓

***【事業の実施（敬老会の開催）】***

回覧板等で広報した結果、当初３０人を見込んだ事業としたが、２２人の申込みがあり、事業を実施した。総事業費は４３，９００円（市助成金は３７，９５０円）となった。

↓

***【事業完了（敬老会終了後）に関する手続き】***　●●町内会→市へ（報告額３７，９５０円）

① ＜未提出の場合＞請書　※上記３つ前の*【交付決定通知】*の通知書と一緒に同封されています。

② 補助事業等完了報告　※事前申請時と同じ「印鑑」を持参の上、高齢者福祉課にご提出ください。

③ 長寿ふれあい交流事業参加者名簿（第２号様式）

④ 長寿ふれあい交流事業収支精算書（総事業費等の変更があった場合は、変更後の金額で作成する。

（例：当初５１，０００円で申請したが、報告の際は３７，９５０円で作成）

⑤ 請求兼領収書（※押印必要）※振込する通帳と照会し、口座名義や口座番号の確認をお願いします。

※訂正箇所がある場合もありますので「印鑑」を持参ください。

⑥ 振込口座の通帳の写し（銀行支店名・口座番号等の記載面）※本年度初めて申請を行う団体は必須

⑦ 領収書　等　（事業内容がわかるものが他にあれば添付してください）

↓

***【助成金の支払い（完了報告から約１か月後）】***　市→●●町内会

完了報告書類の提出から「約１月後」に指定の口座に助成金を振込させていただきます。

※注意※ 参加した高齢者の対象要件を調査し、年齢等が非該当の場合は交付金額の減額もあります。